

# いまなぜ、

# ベーシック・インカムか (下)

白川 真澄

## ベーシック・インカムに 対する批判と反論

### 働く意欲を 失わせる？

ベーシック・インカム(BI)に対しては、さまざまの批判があります。第1は、働かなくても所得を得られるのだから、就労への意欲を失わせ、怠け者を増やし、社会の活力を低下させる、という批判です。

BIは、M・フリードマンのような新自由主義者からも支持されています。彼らは社会保障制度を効率化

すべきだという観点から、BIが給付に際しての行政コストを削減できるという理由でBIを支持する。そして、新自由主義者はBIが労働へのインセンティブを弱めることがないように、BIの支給額を低く抑える。例えば月4〜5万円の給付額にして働かざるを得ないように仕向けることを提案する。堀江貴文がそういう提案をしました。

これに対して、左翼は、BIを生存権の保障が不可欠であるという立場から支持する。したがって、シン

クが最低限の生活のできる水準の金額を支給するべきだと主張します。生活保護の生活費(生活扶助の金額)を参考にする、月8〜10万円が支給されることになる。国民年金の月額約6万4千円から考えると、悪くても7〜8万円は保障しないといけないでしょう。

そうすると、働く意欲は弱まるだろうか。

月8万円の支給額にする、その金額では最低限のつましやかな生活ができるとしても、もつと良い生活を楽しむために高い所得を得たいと思う人は多いはず。日本の労働者の平均給与は、男女平均で月35万円、女性でも月23・3万円(2016年)。したがって、BIだけでも生きられないことはないが、もう少し多い所得を得たいと望むでしょうから、お金を稼ぐ労働への意欲は簡単には弱まらない。

生活保護の場合は、働いて稼いだ分だけ給付額から減額されるために就労する意欲が失われる。これを貧困の罠と言います。これ

に対して、BIは、働いて稼いだ所得がそのまま積みされるから、就労へのインセンティブは失われな

い。稼きたい人は、働いて大いに稼げばよい仕組みだ、と言えます。だから、怠け者が増えるという批判には、十分反論できます。

とはいえ、8万円のBIが支給されれば、お金を稼ぐ労働への意欲や執着が弱まることも確か。人びとは労働時間を減らす方向に向かうでしょう。例えばこれまで月30万円を稼ぐために週40時間働いていた人が、月8万円のBIを支給されるようになれば、あと22万円分だけ稼ぐために週30時間弱しか働かなくてもよくなる。GDPも増えないでしょう。しかし、このことは、「より少なく働き、より豊かに暮らす」社会に近づくことですか、大いに歓迎すべきことです。

### 財源はあるのか

BIに対する批判の第2は、BIは巨額の財政支出

を必要とするが、それを賄うだけの財源を確保することは難しい、という批判です。これがBIに対する最大の批判です。

社会保障問題の専門家の中からも出てくるBIへの疑問や批判の中心は、財源論です。堅田香織さん(法政大)は財源があるかないかの問題ではなく、必要であれば財源をつくるという政治的意志の問題だと指摘していますが、私たちの基本的な姿勢はそうあるべきだと思えます。その上で、財源確保の可能性を提示して、BIが夢ではないことを説得していく。

仮に月8万円をすべての人に支給するとすれば、人口1億2千万人として年約115兆円もかかる。月10万円とすれば、144兆円かかる。現在の国の予算規模が約100兆円、社会保障給付費が約120兆円(2016年)です。

だから、たしかに巨額の財源が必要とされる。しかも、国の借金(累積債務)が1000兆円を超えている財政危機のなかで、財源

### いまなぜ、ベーシック・インカムか・目次

ベーシック・インカムへの期待の高まり

A1が労働者から仕事を奪う可能性

ベーシック・インカムとは何か

(以上前号)

ベーシック・インカムに対する批判と反論

ベーシック・インカムの導入のために何が必要か

(以上今号)

するが、それを賭  
財源を確保するこ  
いという批判で  
がB Iに対する最  
です。  
障問題の専門家  
出てくるB Iへの  
判の中心は、財源  
田香織里さん法  
財源があるか  
ではなく、必要  
源をつくるとい  
志の問題だと指  
すが、私たちの基  
勢はそうあるべき  
ます。その上で、  
の可能性を提示し  
が夢想ではないこ  
ていく。  
5万円をすべての  
るとすれば、人  
1方人として年約  
円もかかる。月10  
は、144兆円  
現在の国の予算規  
0兆円、社会保  
が約120兆円  
年)です。  
たしかに巨額の  
をされる。しか  
金(累積債務)  
兆円を超えてい  
のなかで、財源

【現行制度とB I導入の場合の可処分所得】

[夫婦と子ども2人(16~22歳)で700万円の給与収入のある世帯]

●現行制度

収入700万円 - 社会保険料控除70万円 (700×0.1) - 所得税19.1万円 | (収入 - 社会保険料控除 - 所得税) × 税率 | = 610.5万円  
注) 所得控除342万円: 給与所得控除190万円、基礎控除38万円、配偶者控除38万円 (パートの妻は非課税)、扶養控除38万円×2。

注) 所得税率 (課税所得金額に対する税率): 195万円までは5%、196~330万円は10% (-9.75万円)、331~695万円は20% (-42.7万円)、696~900万円は23% (-63.6万円)、901~1800万円は33% (-153.6万円)、1801万円~4000万円は40% (-279.6万円)、4001万円超は45% (-479.6万円)。

●B I導入の場合

収入700万円 + ベーシック・インカム384万円 (8万円×4人×12ヶ月) - 社会保険料控除70万円 - 所得税252万円 | (収入 - 社会保険料控除) × 税率 | = 762万円  
注) 所得税率: 40%。50%に引き上げても、可処分所得は699万円になる。

[シングルで300万円の給与収入のある世帯]

●現行制度

収入300万円 - 社会保険料控除30万円 (収入×0.1) - 所得税6.2万円 | (収入 - 社会保険料控除 - 所得税) × 税率 | = 263.8万円  
注) 所得控除146万円: 給与所得控除108万円、基礎控除38万円

●B I導入の場合

収入300万円 + B I 96万円 (8万円×1人×12ヶ月) - 社会保険料30万円 - 所得税108万円 | (収入 - 社会保険料控除) × 税率 | = 256万円  
注) 所得税率: 40%。税率を35%に下げると、可処分所得は271.5万円になる。

面からB Iは実現可能性がない、という批判が出るのは、ある意味で当然のことです。

そして

財源を確保

しかし、B I研究の先駆者である小沢修司さんは、前からB Iの財源確保の方法を提唱してきました。それは、所得控除などをすべ

の総額に40%の比例課税を行うというものです。この方法にしたがって、財源確保の可能性を見つめます。

現在、民間労働者の給与所得の総額は207.8兆円。自営業者などの申告所得の総額は40.1兆円で、合計248.0兆円(2016年度)。これに公務員の給与(人件費)27.7兆円を加えると、個人の所得総額は約275兆円(275.6兆円)になる。これだけ聞いてもピンとこないと思

います。この所得総額から、多くの所得控除や税額控除が差し引かれているから、実際に課税される金額はずっと少なくなります。所得控除には、基礎控除や社会保険料控除だけではなく職業や家族構成の違いによる給与所得控除、配偶者控除、扶養控除など、合わせて15の控除がある。次々に控除していくと、残った所得だけ課税する。また、税率に

人が6割、10%の人が8割を占める上に、金融所得は一律20%といちじるしく低い。

したがって、実際の所得税収は17.7兆円(2016年度、給与所得の税収は9.4兆円、申告所得からの税収は5.9兆円)にすぎず、個人所得総額の6.4%にとどまっています。

そこで、現行の所得控除を、社会保険料控除は除いてすべて廃止する。その代

(4面へ続く)

(3面から続く)

わりに所得総額275兆円に40%の比例課税をする  
と、110兆円の税収が得られる。月額8万円のBIであれば、財源を賄うことができる。社会保険料控除を所得総額の1割と見て、これを除いても100兆円の税収になる。もちろん、比例課税ではなく、累進課税にして高所得層の税率をより重く、低所得層の税率を軽くすることができま

す。  
税率40%は、現行の所得税率の水準から見れば、恐ろしく乱暴な増税に見えます。現在は、10%以下の方が8割ですから、ところが、可処分所得は、BIが支給されるから、現行の低い所得税の下でのそれと、あまり変わらないのです。

詳しくは、表の試算を見てください。サラリーマンの夫、パートで働く妻、子ども2人で給与収入700万円の家族だと、可処分所得は現行制度で611万円(所得控除を最小に見積もっている)ので、実際にはもっと増える。BI導入で762万円と、やや多くなる。シングルで給与収入300万円の人だと、可処分所得は現行制度で264万円、BI導入で256万円とほとんど変わりません。

### AIへの課税も

これからの日本では、急激な人口減少に伴って労働力人口、とくに現役世代の

就業者が大きく減ります。そして、前に見たように、AIの導入によって雇用機会が減り働く人が大幅に縮小する可能性もあります。そうなる、働くことで得られる個人所得も大きく減少し、所得税収も大幅に落ち込むから、BIを賄う財源が不足することになる。

そこで、提案されているのが、AIに対する課税です。AIへの課税といっても、これは、AIを所有したり使用する人への課税である。これらの人びとは、AIの利用によって巨額の利益を得るわけだから、課税されても当然なわけです。

マイクロソフト社のビル・ゲイツは、「ロボットが人と同じ量の仕事をするようになれば、人と同じレベルで課税すればよい」と発言しています。AIの発達で失業が増えたり所得格差が拡大するから、ロボットに課税して教育訓練や失業対策のお金を工面するというアイデアです(日経新聞17年9月7日)。

税制の専門家である森信茂樹さんも、「AIから生み出す付加価値に課税してBIの財源を捻出」するために「AIを操る高所得者への課税強化が考えられる」と述べている。しかし、森信さんは、AIへの課税は「海外への所得の租税回避や節税行為を引き起こすから、「実効性は薄い」と悲観的です(人工知能に仕事を奪われる人々をBIで救

おうという議論の現実味、「DAIAMOND online」16年8月16日)。大儲けしている人間や企業に課税すれば、海外に逃げてしまおうというわけでも、たしかに、アマゾンやグーグルなど巨大IT企業がタックスヘイヴンを利用して国境を越えた税金逃れ(租税回避)を行っていることが、いま大問題になっている。したがって、国境をまたぐ「租税回避」を厳格に規制するグローバル・タックスを強化する中で、AIへの課税の可能性を追求する必要性があると思います。

### 社会サービスの拡充は？

第3の批判は、BIよりも医療・介護・教育などの社会サービスの拡充を優先すべきではないか、というものです。

仮にBIが月額8万円とすると、それだけでは人間らしい生活はできない。医療・介護・子育て・教育・住宅など、どれもが必要とする社会サービス(現物サービス)の十分な提供が必要であり、それこそBIより優先されるべきである、という批判です。

前号紹介した井手英策さんは、普遍主義的な社会保障サービスの拡充を強く主張しますが、BIについては慎重です。「なぜ福祉や教育などのサービスではなく、現金でなければいけな

いのが問われる。医療や介護、教育の自己負担を軽くできれば、所得が多少減っても、やりたい仕事につき、余暇を選ぶ自由が広がる。……。サービスによる生活保障があるからこそ、BIは少額の給付でも収まる。「実現可能性は財源論で決まる」(週刊エコノミスト)18年6月5日号、「BOOK REVIEW」)。たしかに、月額8万円のBIだけでは、人間らしい生活を営めない。日本で人びとが多くの現金収入を必要とし、そのために長時間の残業を行うのは、子どもの教育費と住宅費(ローンの支払い)に多額の支出を強いられるからです。また、医療や介護の社会サービスが不足しているために、将来への不安が大きく、病気や要介護のリスクに備えて「自己責任」で預貯金に励むからです。

高等教育(大学教育)の費用について、日本は家計など私的負担の割合が64.8%といちじるしく高い(OECD平均は30.0%)。これは平均なので、私立に行けばもっとお金がかかる。大学教育の自己負担率は日本、韓国、アメリカが突出して高い。また就学前教育についても、私的負担の割合が55.0%と際立って高い(OECD平均は18.3%)。

また、日本では持ち家政策が推奨されて、低家賃の公営住宅を提供したり家賃補助を行なうなど住宅を公

共サービスとして保障政策が採られてきました。そのため、多くが住宅ローンといひ債務に縛られていまさらに、高齢化の急進に伴って介護を必要とする人が急増してきました。要介護認定者は、00年の218万人から年には600万人に増えている。にもかかわらず、的介護サービスの圧倒的に不足してしま家族の介護のために離る人が毎年10万人もす。このままでは、団世代が後期高齢者に入025年には介護人材万人も不足すると予測しています。

### BIも社会サービス——トータルな改善

したがって、現金に最低所得保障であるBIだけでは、人間らしい生活保障されないことは明です。医療・介護・子育て・教育・住宅など、どれも必要とする社会サービスに提供されなければい

ところが、新自由主義は、BIだけを給付すべく、社会サービスはと主張する。つまり、医療・教育などのサービスは、市場からお金を出し入れはよいというです。そうなる、医療などを受けられな

医療や  
担を軽  
が多少  
仕事に  
田が広  
くによ  
からこ  
付でも  
性は財  
刊エコ  
目景、  
W)。  
万円の  
らしい  
本で人  
入を必  
長時間  
子ども  
ロソ  
支出を  
また  
サービス  
に、将  
病氣  
癒えて  
愛に励  
見の  
家計  
が4・  
高い  
0・0  
私  
が  
負担  
リカ  
就学  
的負  
と際  
平均  
家政  
負の  
家賃  
を公

共サービスとして保障する政策が採られてきませんでした。そのため、多くの人が住宅ローンという重い債務に縛られています。さらに、高齢化の急速な進展に伴って介護を必要とする人が急増してきました。要介護認定者は、2000年の218万人から15年には600万人に増えている。にもかかわらず、公的介護サービスの提供が圧倒的に不足しています。家族の介護のために離職する人が毎年10万人もいます。このままでは、団塊の世代が後期高齢者に入る2025年には介護人材は38万人も不足すると予測されています。

### BIも社会サービスも 「トータルな改革へ」

したがって、現金による最低所得保障であるBIだけでは、人間らしい生活は保障されないことは明らかです。医療・介護・子育て・教育・住宅など、だれもが必要とする社会サービスが無料あるいは低料金で十分に提供されなければならぬ。ところが、新自由主義者は、BIだけを給付すればよく、社会サービスは削ると主張する。つまり、医療・介護・教育などのサービスは、市場からお金を出して買入れはよいというわけです。そうすると、医療や介護などを受けられない人

が沢山出てくるか、それを避けようとしてBIの金額を20万円以上に引き上げることが必要になる。

BIは、けっして生活保障の万能薬ではありません。BIの金額だけを高くしていくのではなく、だれもが必要とする社会サービスが現物（無料あるいは低料金）で十分に提供されるべきです。私たちの主張は、BIも社会サービスの拡充もです。

そのように考えると、BIの財源をいかにして確保するか、という問題だけでは済まなくなります。つまり、所得控除を全廃して高率の所得課税に置き換える、AIに課税するという方法でBIの財源を調達できる、という議論は、狭すぎるわけです。医療・介護・子育て・教育・住宅などの社会サービスを十分に提供できるだけの財源をどうするか、という問題を合わせて議論する必要があります。

この問題は別に論じるべきテーマですが、ごく簡単に触れておきます。

年金・医療・介護・生活保護など社会保障に必要な費用（社会保障給付費）は、すでに約120兆円に達しています。25年度には140兆円、40年度には190兆円に膨らむと予想されている。現在の水準で見ても、BI導入によって基礎年金への税の投入10兆円や生活保護費3兆円は、BIに置き換えられるが、25年度で

も100兆円を超える。社会保険料の収入（約70兆円）が全体の6割を賄っていますが、社会保険料の負担が増えて家計を圧迫している現状を見れば、これ以上社会保険料を引き上げていくべきではありません。

そうすると、医療や介護など社会サービスの拡充、大学教育・就学前教育の無償化には税負担の引き上げ

## ベーシック・インカム 導入のために何が必要か

### 政治的合意形成を

BI実現のためには何が必要か。何よりも、BIの意義や必要性について、人びとの政治的な合意を創り上げる必要があります。

BIの導入にとって最初の、かつ最大の関門は、なぜBIが必要なのか、またBIがどれほど魅力的な制度なのかについての政治的な討議と合意形成を行うことです。スイスの国民投票では23%の有権者が賛成しただけで、高度経済成長の成功経験がある日本では「働かざる者、食うべからず」という勤労イデオロギーが、人びとのなかに深く根をはっている。この常識とたかうことは、並天抵のことではない。

「働かない怠け者に、なぜ税を負担して現金を支給する必要はあるのか」という疑問や批判に対して、丁寧

な応答と対話を組織する必要があります。とくに、BIが労働をお金を稼ぐ拘束から解放すること、労働とライフスタイルを選択できる自由を得られることを訴える。また、だれもが背負うリスクに対して「自己責任」では対応できず、コストの分かち合いが必要である、つまり「自己責任」型社会から「連帯・分かち合い」の社会への転換の必要性を熟議していく。

また、BIが高所得層や超富裕層にも例外なく支給されることへの強い批判や疑問が出されることが予想されます。税金を使った支援は、真に救済を必要としている貧困な人びとに提供されるべきだ、というのは間違いではない。しかし、誰が「真に救済を必要としている人びと」なのかを判断したり決めることは、実は難しい。そうした選別が

分断と敵視を生み出している

ます。普遍主義的な生活保障の重要性について合意していくことが重要です。

社会サービスを拡充しながらBIを導入することは、巨額の財源を必要とし、税負担が重くなることになりませんが、このことについての合意が求められます。政治や政府に対する不信をはじめ「租税抵抗」感が強いなかで、なぜ「共通の財布」としての税（財政）が必要あるのか、どのような税の仕組みが望ましいのか。市民の間で学習と討議を積み上げる必要があります。

### 外国籍住民に BIを

BIは、国民、つまり日本国籍をもつ人間だけではなく、外国人労働者を含む外国籍住民にも給付されます。その意味で、国境に穴を穿つことになるのですが、それだけ排外主義的な感情による反対論が高まる可能性が大きい。BIを導入すれば、その恩恵を得ようと大量の移民や難民が押し寄せてくるのではないかと不安も、煽り立てられるでしょう。これは半ば妄想にすぎないのですが。

しかし、日本はもはや、外国人の支えなしにはやっていけない社会になっています。日本で暮らす外国人（外国籍住民）は249万人と、1年間で17万人も増えた。外国人労働者は5年

### 【給付付き税額控除の仕組み】

ここでは、課税最低限300万円、所得税率30%とする。

【年収500万円の人】	課税額：(500-300) × 0.3 = 60万円	可処分所得：440万円 (500-60)
【年収150万円の人】	課税額：(150-300) × 0.3 = -45万円	可処分所得：195万円 (150-(-45))
【年収ゼロの人】	課税額：(0-300) × 0.3 = -90万円	可処分所得：90万円 (0-(-90))

間で60万人も増え、127万人に上っている。これは、派遣で働いている人と同じぐらいの数なのです。いまではコンビニや飲食店、あるいは地方の農業は、外国人労働者がいなければ成り立ちません。

サッカーのワールドカップを観ていても、移民の子どもたちがいなかったら、フランスは優勝なんかできない。極右を支持する連中は、移民の力を借りて獲得した優勝カップを返上せ

よ、と呼んでもよいはずだが、黙っているようです。日本も、外国籍住民に支えられてはじめて成り立つ社会に移っているのです。

その彼ら・彼女らにBIを給付するのは、当然のことです。しかも、外国籍住民は所得税や住民税、消費税を納めている。そして、日本でも児童手当、生活保護、公立の小中学校へ就学といった給付は、外国籍住民に対しても行われている。

ですから、外国籍住民にBIを給付するのは当然のことなのです。しかし、外国人への生活保護給付が4万7千世帯(16年度)に増えてきたこともあり、右翼政治家からは反対の声が強く上りはじめ、BIの導入という点になると、外国籍住民への給付があらためて大きな争点になるでしょう。私たちは、多民族・多文化社会にふさわしい社会保障のあり方を構想し議論するなかで、BI

を積極的に考えていく必要があります。

## まず 部分的導入から

次に必要なことは、政治的な合意形成を図りながら、BIの本格的な導入に向けてその入り口となる制度や仕組みを創ることです。

山森亮さんも主張していますが、まずはBI的な仕組みを部分的に導入する。

ひとつは、所得制限なしの子ども手当を復活する。

対象は、全員ではなく子どもという世代に限定されるが、親の所得が低いか高いに関わりなく、子どもであれば全員に一律の現金を給付するのは、BI的発想です。自民政権が復活させた児童手当には所得制限があり、専業主婦の世帯で子ども2人であれば、年収960万円以下でないと支給されない。これを民主党政権時代の子ども手当に戻し、さらに支給年齢を18歳まで引き上げることが必要です。

もう一つは、「若者基金」あるいは「若者基礎年金」を創設する。いずれも、若者のなかに貧困が広がっていることを直視し、若者を支援する制度です。

「若者基金」は、20歳時にすべての若者に200〜300万円の基金を給付し、勉強・スキル習得・留学・起業などのどれにでも使え

るようにする。イギリスでは、2005〜11年にかけて「児童信託基金」が実施されました。これは、政府が出生時と7歳児に計500ポンド(約70万円)を出資し、保護者がそれに増資して、本人が成人(18歳)に達した時に引き出せる子ども名義の貯蓄・資産運用口座でした(斎藤純一「不平等を考える」)。

「若者基礎年金」は、広井良典が提案したもので、20〜30歳のすべての人間に月4万円を支給するという仕組みです(持続可能な福祉社会)。

3つ目は、税による「最低保障年金」制度を導入する。現在の制度では、国民年金の受給者(約1000万人)は満額でも月6.4万円しか受け取れず、45%の受給者は月4万円強の額しかありません。これでは最低所得保障の機能をまったく果たせていない。現在は、2階建ての厚生年金の基礎年金部分にも税(1〜2)が投入されているが、これは高い年金を受給している人にも税を投入していることとなります。

そこで、基礎年金に一律に税を投入するのをやめる。そして、国民年金だけの受給者や無年金者など低年金受給者の所得が生活できる水準(生活保護給付並みの8万円)に達するように、税を投入して給付水準を引き上げ、最低保障年金を実現する必要があります(白川「社会保障の大拡充

と公正な税制でアベノスに対抗する」テオリア

## 給付付き税額控除の導入

BIの導入にとって重要なステップとなるのが給付付き税額控除の導入です。

これは、課税最低限を上げて、それを上回る収入には所得税を課すが、上回る収入の人にはアベノの所得税を課す、つまり給付するという制度です。その仕組みを例示します。(本ページ表)

給付付き税額控除は、対策に重点が置かれ、低所得層を主対象にしたものです。その意味では、対象者を一定以下の人に絞ったタカシメの立場に立つ「ニバーサリズム」の立場とBIとは、対極にある。

しかし、これまでの所得保障の制度の欠陥を革することができます。現在の税制では、課税最低以下の所得しかない低所得者は、税金をまったく払わなくてもよい(課税口)が、何の支援も受けない。給付付き税額控除は、すべての低所得者として所得額に逆比例すけを支払い、可処分所得を上げることができる。

また、生活保護給付と違って、個々の資格

と公正な税制でアベノミクスに対抗する」、『アベノミクス』17年6月10日、7月10日号。

### 給付付き税額 控除の導入を

BIの導入にとって重要なステップとなるのが、給付付き税額控除の導入です。

これは、課税最低限を定めて、それを上回る収入の人には所得税を課すが、下回る収入の人にはマイナスの所得税を課す、つまり税を給付するという制度です。その仕組みを例示します。(本ページ表)

給付付き税額控除は、貧困対策に重点が置かれた政策で、低所得層を主たる対象にしたものです。その意味では、対象者を一定所得以下の人に絞ったターゲットイスマの立場に立つ。ユニバーサリズムの立場に立つBIとは、対極にあると言える。

しかし、これまでの最低所得保障の制度の欠陥を改革することができます。現在の税制では、課税最低限以下の所得しかない低所得の人は、税金をまったく支払わなくてもよい(課税ゼロ)が、何の支援も受けられない。給付付き税額控除は、すべての低所得者に対して所得額に逆比例する給付を行い、可処分所得を引き上げることができる。

また、生活保護給付とは違って、個々の資格審査

(ミーンテスト)はなく、一定水準以下の所得しかなく人はすべて給付を自動的に受け取ることができません。また、働いて収入が増えなくても給付が減らされることはないから、就労へのインセンティブは確保される。

ただし、全員の所得の正確な把握が必要であり、税・社会保障番号制度の導入が必要になります。それも、米国の給付付き税額控除である「勤労所得税額控除」(この制度では、勤労所得がゼロの場合は給付されない)では、不正受給が後を絶たない、と言われる。所得額をごまかそうとする心理が起きることは避けられず、ターゲットイスマの欠陥が露呈します。しかも、日本では、すべての個人情報

報を二元的に把握・管理するマイナンバー制度ではなく、税と社会保障給付に限った番号制度をつくる必要もあります。

こうした制度改革は、社会保障制度の欠陥を改革し貧困をなくすための差し迫った課題ですが、同時にBIの本格的な導入に向けてのステップになります。

最後に、繰り返しになりますが、一番大事なことは、BIがなぜ必要であり魅力があるのかという理念や原理を語り、議論を積み上げることです。そして、BIを射程に入れた社会保障とそれを賄う税のあり方の全体像を市民のなかで話し合っていくことです。

「本稿は、2018年7月20日の『座標塾』第3回で

の報告に手を入れたものです。』

【参考文献】BIについて、さらに深く勉強したい人のために

小沢修司『福祉社会と社会保障改革』(高岩出版、2002年)

T.フィッツパトリック『自由と保障』(武川正吾/菊地英明訳、勁草書房、2005年)

武川正吾編『シライズン・シップとベーシック・インカムの可能性』(法律文化社、2008年)。

山森 亮『ベーシック・インカム入門』(光文社新書、2009年)

橋木俊詔×山森 亮『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシック・インカムか』(人文書院、2009年)

宮本太郎『生活保障』(岩波新書、2009年)

堅田香緒里ほか『ベーシック・インカムとジェンダー』(現代書館、2011年)

原田 泰『ベーシック・インカム』(中公新書、2015年)

R・ブレイクマン『隷属なき道』(野中香子訳、文芸春秋、2017年)

井上智洋『A1時代の新・ベーシック・インカム論』(光文社新書、2018年)

白川真澄『雇用・生活・生存を支える仕組み―ベーシック・インカム』(座標塾第6期第2回、「グローバル」2010年6月1日、7月1日、8月1日)

白川真澄『ベーシック・インカムのすすめ』(市民の意見)No.121、2010年8月1日)

## 日朝国交交渉の再開を！ 9・15集会

9月15日、ヒョンヤン宣言から16年 朝鮮敵視政策を改め日朝国交交渉の再開を！9・15集会が都内で行われた。主催は美行委員会。

高野孟さん(インサイダー1編集長)は「非核化が進んでいないと批判するが、フルシチョフ初訪米な

ど、聞かれるだけで意味がある会談はたくさんある。

非核化には基本的誤解があり、北朝鮮の非核化と朝鮮半島の非核化が混乱している。91年盧泰愚・金日成政権が朝鮮半島非核化に関する共同宣言を出している。

非核化の最大の責任があるのは米国。

安倍は対話不要・圧力一辺倒で米国と『100%一致』と唱えてきたが、トランプが対話に転じると、『圧力をかけ続けることで米国と一致』と微妙な言い回しになった。

拉致を絡めて『やってくる』を演出。拉致を政治的

に利用しているだけの安倍を連池透さんは『見殺しにした』と告発している。

和田春樹が言う『安倍の拉致3原則(拉致問題が日本の最重要課題、拉致問題の解決なしには国交正常化もなし、拉致被害者の全員が生きて帰ってくる)があるため、日朝会談は開けない。』

安倍は総裁選で改憲を争点と言った。争点でないものを争点(疑似争点)に仕立て上げて勝ったふりをする印象操作が安倍の常套手段

朴金優綺さん(在日朝鮮人権協会)は、6月28日、関西空港税関支所が神戸朝鮮高級学校生徒の修学旅行のお土産のほとんどを没収した事件、朝鮮高校無償化排除など、朝鮮「制裁」に名を借りた在日朝鮮人への人権侵害の実態を報告した。

